

奈良県告示第三百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県土木マネジメント部道路保全課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

令和四年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 主要地方道
- 二 路線名 大和高田桜井線
- 三 道路の区域

路線 番号	区 間	区域変更 の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	備 考
5 0	磯城郡田原本町大字阪手四五番二先から 磯城郡田原本町大字大安寺一〇五番二先まで	前	八・二 ） 一・六	二〇九・一	
		後	九・九 ） 一四・二	二〇九・一	

四 供用開始の区間

道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分

五 供用開始年月日

令和四年三月二十九日